

国立大学法人鹿屋体育大学監事規則

平成16年4月1日
規則 第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）その他の法令及び国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）に定めるもののほか、国立大学法人鹿屋体育大学監事（以下「監事」という。）の職務その他必要な事項について定めるものとする。

(監事)

第2条 通則第7条第1項に定める監事2人は、非常勤とする。

(業務)

第3条 監事は、法人の業務全般について監査を行う。

2 監事は、監査の結果を文書をもって学長に報告するものとする。

3 監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善を要する事項があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出できる。

4 監事は、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席し、議長の求めに応じて意見を述べることができる。

5 監事の監査業務に関し必要な事項は、別に定める。

(解任の申出)

第4条 学長は、監事が法人法第17条に規定する解任事由に該当するに至ったときは、役員会の議を経て、文部科学大臣に申し出るものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、監事について必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。